

広島県告示第二百六十号

令和二年広島県告示第千二百二十八号で公表した広島県資源管理方針の一部を変更したの
で、次のとおり公表する。

令和四年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

変更後	変更前
<p>(別紙1-3)</p> <p>第1 特定水産資源 くろまぐろ(小型魚)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 広島県くろまぐろ(小型魚)漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 当該管理年度中(イに規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで<u>(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)</u> 陸揚げした日から3日以内<u>(行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。))は算入しない。)</u></p> <p>第3-第5 (略)</p>	<p>(別紙1-3)</p> <p>第1 特定水産資源 くろまぐろ(小型魚)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 広島県くろまぐろ(小型魚)漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 当該管理年度中(イに規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで 陸揚げした日から3日以内</p> <p>第3-第5 (略)</p>

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 広島県くろまぐろ(大型魚)漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第3-第5 (略)

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 広島県くろまぐろ(大型魚)漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3-第5 (略)